

# 芦東山の『無刑録』編纂における 『諸唐書写本』作成の目的

原田 信

## 抄録

仙台藩の儒者・芦東山<sup>あしとうざん</sup>は若き時にその師・室鳩巢の委嘱を受け、生涯をかけて刑法思想の集大成となる書物、『無刑録』を編纂した。『無刑録』には、その編纂状況を知り得る資料が複数伝存しており、その一つが『諸唐書写本』である。『諸唐書写本』は芦東山が『無刑録』の編纂に着手してから間もない時期に作成されており、『無刑録』編纂当初の状況を示す重要な資料である。そこで、本論では『無刑録』の内容や編纂経緯を踏まえた上で、『諸唐書写本』の抄写内容と『無刑録』等の関連資料とを比較し、芦東山による『諸唐書写本』作成の目的を考察した。

## はじめに

仙台藩に仕えた儒者・芦東山（1696～1776）は、かつて師事した室鳩巢の意を受け、刑法思想の集大成となるべき書物の編纂を志した<sup>1</sup>。後に東山は藩主の勘気を蒙り、二十五年にわたって幽閉される。この幽閉から間もない時期に、先の志を遂げるべく編纂に着手し、完成させたのが『無刑録』である。同書は幕末から明治にかけて注目され、明治十年、元老院により刊行された。

『無刑録』には、具体的な編纂状況を知り得る資料が複数伝わっている。その一つに『諸唐書写本』と題された資料がある。これは芦家に伝わった古文書群に含まれる資料の一つであり、現在、芦東山の生没地である岩手県一関市大東町渋民の芦東山記念館に収蔵されている。同資料は、早くは芦家の後裔にあたる芦文八郎氏が、『無刑録』の編纂当初に作成された資料として紹介しているほか<sup>2</sup>、芦東山記念館が公開している「芦東山記念館収蔵資料目録」にも収録されている<sup>3</sup>。

『諸唐書写本』は、北宋の欧陽修らが編纂した正史『新唐書』の抜書である。処々に書き込みが見られ、書き込みの一部には『無刑録』に関連のある内容が記されている。その末尾にある識語から、芦文八郎氏が紹介しているように、芦東山自身が『無刑録』の編纂に着手して間もない時期に作成した資料だと考えられる。

『諸唐書写本』は『無刑録』編纂のために作成された資料であり、編纂当初の状況を示す重要な資料である。その存在は以前から知られていたのだが、それが『無刑録』を編纂

する上でいかなる必要があって作成されたのか、これまでほとんど検討されてこなかった。そこで、本論では『無刑録』の内容や編纂経緯を踏まえた上で、『諸唐書写本』と『無刑録』等の関連資料とを比較し、芦東山が『諸唐書写本』を作成した目的を考察する。

### 1. 『無刑録』の内容と編纂経緯

『無刑録』は全18巻、中国古代から明代までの、刑法思想や刑罰に関わる事例や議論・言説、およびこれらの記事に対する諸家の評語を諸書より抄録して14篇に分類し、抄録各条に芦東山の案語や注釈を附した書物である。14篇の篇目と概要を記すと次の表1のようになる<sup>4</sup>。

表1. 『無刑録』の篇目と概要

篇目	巻数	概要
「刑本」上・下	第1、2巻	刑法の根幹となる思想、刑罰の意義に関する帝王、名臣、賢者などの事例や言説。
「刑官」上・下	第3、4巻	司法に関わる官制や司法官の人事、職務、心得。
「刑法」上・下	第5、6巻	刑法の道理や内容に関する故事や理念、言説。
「刑具」	第7巻	刑具の制度や種類、使用に関する故事や心構え、理念。
「流贖」	第8巻	身体刑や死刑に代わる流刑、贖罪の制度や故事、理念。
「赦宥」	第9巻	恩赦や減刑に関する制度や故事、心構え及び理念。
「聽斷」	第10巻	訴訟の審理に関する制度や故事、心構え及び理念。
「詳讞」	第11巻	判決に関する故事、判決を下すに当たっての心構えや理念。
「議辟」	第12巻	量刑に関する制度や言説。
「和難」上・下	第13、14巻	復讐や仇討ちに関する制度、故事及び理念。
「伸理」	第15巻	冤罪や軽罪の再審に関する故事や理念。
「感召」	第16巻	天人相関の観点から、自然の道理に従い刑罰を用いるべき実例とその理念。
「欽恤」	第17巻	人君が慎重に刑罰を下し、罪人を憐れむべきことを示す故事や理念。
「濫縦」	第18巻	人君や権力者が刑罰を濫用することと、その害に関する故事や見解。

※上下に別れている篇目は、「上」は主に経子書に見える古代の堯・舜から戦国時代までの事、「下」は主に史書に見える漢から明までの事を記載している。

芦東山が『無刑録』の編纂を志した契機は、その師・室鳩巢より「刑律ノ書」を編纂するよう委嘱されたことであった<sup>5</sup>。芦東山が室鳩巢に出会い、その門下に入ったのは享保

六年（1721）三月、藩主の参勤交代に従い初めて江戸へ赴いた頃だとされる<sup>6</sup>。「刑律ノ書」編纂の委嘱は二人が出会ってからそれほど間もない時期だったらしく、享保六年、芦東山は仙台藩士の木村久馬と「刑律ノ書」の編纂について話し合っている<sup>7</sup>。

また、享保七年、芦東山は藩主への上言の中で「蓋シ欽恤ハ聖人用刑ノ心ニシテ、之ヲ刑スルハ本ト刑無ヲ欲シテナリ（人を憐れみ、慎重に刑罰を科する欽恤とは、古来より、聖人君子が刑罰を運用する上でのかなめとなる心であり、人に刑罰を科すとは、本来、世の中から刑罰が無くなるのを願ってのことである）」と刑罰の理想を説き、さらに経史に通じた人材に司法を担わせるべきこと、そして「刑律ノ書」編纂の必要性を論じている<sup>8</sup>。

その後、芦東山は仙台藩の学問所設立等に尽力するも、講堂の座列を家格によらないよう上書したことが不届きであるとされ、元文三年（1738）六月、重臣石母田家の所領へ幽閉された。この年の冬、芦東山は本格的に編纂に着手するが、この時点で、編纂に必要な資料の準備は整っていたようである。

同月十六日御屋敷へ登着。十八日願指上御留主中御用少々他所学友共出會仕候儀如願被成下、律令格式ノ逸書、経伝、史集、刑法ノ論説、諸方ヨリ借聚一々熟覧抄録仕。其翌年御国へ罷下候。

（享保十三年十月十六日、仙台藩江戸屋敷に到着した。十八日、藩主が江戸屋敷不在にて御用の向きが少ないため、他所の学友と面会したいと願い出てお許しをいただいた。そこで律令格式に関する佚書、経書とその注釈、史書や詩文集、刑法に関する論説が記された書物を方々から借り集め、一つ残らず熟読して抄録した。その翌年、仙台へ帰った。）

（『玩易斎遺稿』巻8「姫女蘆氏嘆願書」）

※括弧内は筆者注

元文戊午（三年）ノ冬ヨリ昔年諸書抄録ノ物取集歴代刑罰ノ論説論弁仕、其品々延享五年二月朔日申上げ候。

（元文三年の冬より、かつて書き写した諸書の抄録を寄せ集めて歴代の刑罰に関する論説の是非を論じた。その諸々の内容は延享五年二月一日に申し上げた通りである。）

（『玩易斎遺稿』巻8「東山自筆赦免願書」<sup>9</sup>）

この二種の文書より、元文三年の幽閉より前、芦東山が「刑律ノ書」編纂のための資料を抄写、収集していたことは明らかである。上の「姫女蘆氏嘆願書」には、江戸詰めとして江戸に赴いた芦東山が学友と会い、必要資料を借り受け抄写していたとある。この時か

ら翌年十月に仙台へ帰るまで、芦東山はほぼ一年間江戸に滞在している。この機会を利用して、仙台では閲覧し難い資料を集中的に検討、抄写したのだろう。そして、下の「東山自筆赦免願書」には、元文三年に幽閉されてから、以前より収集していた資料をもとに「刑律ノ書」の編纂に着手したとある。

以上のように、芦東山は室鳩巢の委嘱を受けて間もない時期、すでに「刑律ノ書」、すなわち『無刑録』の編纂構想を立てていた。編纂に必要な資料は、おそらく構想を立てた時点から少しずつ収集していたのだろう。そして、元文三年の幽閉以降、すでに収集した資料をもとに『無刑録』の編纂を開始したのである。

## 2. 『諸唐書写本』の作成時期と抄写の特徴

### 2-1 書名の由来と内容

『諸唐書写本』は全1冊、131丁あり、表紙や裏表紙に書名は記されていない。『諸唐書写本』とは、芦東山記念館の資料を整理分類する際、その内容に即して付けられた名称であり、芦東山自身が付けたものではない<sup>10</sup>。

『諸唐書写本』の「諸」とは、おそらく整理の時点で、抄写内容が『旧唐書』のものか、『新唐書』のものか区別がつかなかったからだと推測される。筆者が調査したところ、『諸唐書写本』の抄写内容のうち、数文字程度のものでは、『旧唐書』か『新唐書』かの区別をつけ難い。しかし、このように極端に短い抄写内容を除き、他の抄写内容はすべて『旧唐書』には見えず、『新唐書』に見られる内容である。このことから、『諸唐書写本』の内容は、ほぼすべて『新唐書』の抜書だと考えられる。

『諸唐書写本』は『新唐書』の曾公亮「進新唐書表」から始まり、本紀の賛、列伝の序や本文および賛、全601条が抄写されている<sup>11</sup>。全体に改丁や筆跡の変化の見られる箇所が複数あり、数度にわたって抄写した内容を1冊に綴じ合わせたようである。抄写ごとの区切りは概ね『新唐書』の巻数に対応しており、7箇所に分けることができる。この区切りごとの丁数と抄写の条数、内容、特徴は次表2の通りである。

表2. 『諸唐書写本』の区切りと丁数・条数、内容と特徴

抄写の区切り	『諸唐書写本』の丁数	条数	内容と特徴
①	第1丁裏	2条	卷120・列伝第45「袁恕己」と卷123・列伝第48「李嶠」両伝の一部。薄墨の行草で記されている。
②	第2丁表～第3丁裏	1条	曾公亮「進新唐書表」全文。
③	第4丁表～第31丁裏	160条	卷1・本紀第1「高祖本紀」から卷10・本紀第10「昭宗本紀」までの賛の全文、および卷80・列伝第5「濮恭王泰伝」から卷225下・列伝第150下「逆臣伝」までの伝・賛の全文や抄略。途中、抜書していない伝・賛がある。列伝以下は、文の一節や語句のみなど短い抜書もあれば、長い抜書もある。「李嶠」条は見出しのみで抜書がない。
④	第32丁表～第51丁裏	59条	卷46・志第36から卷58・志第48までの「百官志（刑部・門下省・御史台・大理寺）」「刑法志」「芸文志（乙部史録・刑法類のみ）」各志、および卷90・列伝第15「劉崇龜」から卷197・列伝第122「何易于」までの伝・賛の全文や抄略。「刑法志」は見出しのみで抜書が無い。途中、抜書していない伝・賛がある。長い抜書が多い。
⑤	第52丁表～第69丁表	224条	卷96・列伝第21「杜如晦」から卷225下・列伝第150下「逆臣伝」までの伝の抜書。途中、抜書していない伝がある。文の一節や語句のみなど、短い抜書が多い。末尾に「唐書凡二百五十篇総二百七十三卷 歐陽脩宋祁奉勅撰進新唐書表 曾公亮」とある。
⑥	第69丁裏～第120丁裏	131条	卷1・本紀第1「高祖本紀」賛、卷107・列伝第34「傅奕」と卷150・列伝第125「張説」の両伝、および卷76・列伝第1「后妃列伝」から卷214・列伝第139「藩鎮伝」までの序や伝・賛の抜書。「高祖本紀」賛を除き、長い抜書が多い。
⑦	第121丁表～第131丁表	24条	卷97・列伝第22「魏徵」の伝、卷105・列伝第30「褚遂良」と「韓瑗」両伝、および卷174・列伝第99「楊嗣復」から卷200・列伝第125「盧履冰」までの伝の抜書。長い抜書が多い。末尾に「元文五年庚申謫居宮崎 自四月十五日看唐書至五月廿九日凡読再遍」とある。

『諸唐書写本』の作成時期は、上の表2の⑦末尾の「元文五年庚申謫居宮崎 自四月十五日看唐書至五月廿九日凡読再遍」という識語より明らかである。この識語によると、芦東山は幽閉先の宮崎（現在の宮城県加美郡加美町宮崎）において、元文五年（1740）四月十五日から五月二十九日までの約一ヶ月半、二度にわたって『新唐書』を通読したとい

う。また、⑤の末尾には「唐書凡二百五十篇総二百七十三卷…」というように、『新唐書』の総巻数や編者が記されており、次の⑥では再び巻1から抄写している<sup>12</sup>。このことから、一度目の抄写は②から⑤まで、二度目の抄写は⑥から⑦までだと推測される。冒頭の①にある「袁恕己」と「李嶠」の2条は『新唐書』の巻数の順に従っておらず、後の補写だろう。③に「李嶠」条の見出しだけが記されており、あるいは③の補写かもしれない。ひとまず、ここでは『諸唐書写本』の綴じ順に従い①としておく。

## 2-2 成立と抄写の特徴

『諸唐書写本』が作成された元文五年五月は、芦東山が『無刑録』編纂に必要な資料を収集し、編纂に着手した元文三年の冬より一年半ほど後である。この点だけを見ても、『諸唐書写本』は『無刑録』の主体となるべき内容を一から収集するために作成したとは考えがたい。むしろ、すでに収集した資料の不足を補ったり、誤りを訂正したりするなどの目的で作成したのではないかと推測される。そこで『諸唐書写本』の抄写内容を通覧してみると、主に二つの特徴が見て取れる。

一つは、芦東山が『新唐書』の内容を前後行きつ戻りつ抄写したことである。一度目に『新唐書』を読んだ際の抄写と推測される②と③の段階では『新唐書』全体にわたる内容、すなわち「進新唐書表」と冒頭の巻一「高祖本紀」から『新唐書』末尾の巻二二五「逆臣伝」を一通り抄写している。しかし、同じく一度目と推測される抄写④と⑤では、改めて巻四十六「百官志」から巻二二五「逆臣伝」の内容を抄写している。これは二度目と推測される抄写も同様であり、⑥では巻一「高祖本紀」から巻二一四「藩鎮伝」までを抄写し、⑦で再び巻九十七「魏徴伝」から巻二百「盧履冰」を抄写している。ただし、抄写内容はすべて異なっており、重複はない。なかには三条抄写されている「裴懐古伝」「杜如晦伝」「韋処厚伝」のように繰り返し抄写されている伝もあるが、これらの内容にも重複はない。

もう一つは、区切りごとの抄写内容の長短に、異なる傾向が見られることである。「進新唐書表」の全体を抄写している②と、『新唐書』全体を抄写して内容の長短が一様ではない③を除き、④から⑦までは、長短の傾向が明確である。④と⑥、⑦は数行から十数行程度のまとまった抄写が多く、数文字の語句や一行程度の短いものは一部である。これに対して、⑤は長いもので三、四行程度、多くは数文字の語句や一行程度の抄写である。

この二つの特徴より、繰り返し行われた抄写の目的は、その都度異なっていたのではないかと推測される。まず②と③の段階では『新唐書』全体を通覧して『無刑録』の編纂に必要な大まかな要点を抄写した。そして、この抄写内容をもとに、⑤から⑦では、編纂に必要な内容に目標を絞りつつ抄写したのではないかと推測される。

### 3. 『諸唐書写本』の書き込み

『諸唐書写本』には、『新唐書』本文の抄写に加えて様々な書き込みがある。書き込みは本文の抄写に比べて、芦東山が何に着目し、どのような情報を得ようとしたのか、より直接的に示していると考えられる。『諸唐書写本』全体の書き込みの種類と箇所数、および抄写の区切りごとの箇所数は次の表3の通りである。

表3. 『諸唐書写本』の書き込みの種類と箇所数

書き込みの種類	書き込みのある箇所数 (『諸唐書写本』抄写の区切りごとの箇所数)
抄写箇所に傍点	164 箇所 (② = 1 ③ = 34 ④ = 4 ⑤ = 51 ⑥ = 73 ⑦ = 1)
抄写箇所の傍らに圏点	80 箇所 (② = 1 ③ = 10 ④ = 4 ⑤ = 34 ⑥ = 31)
抄写箇所に傍線 (人名、地名など固有名詞を示す傍線は除く。)	9 箇所 (③ = 2 ④ = 1 ⑤ = 3 ⑥ = 3)
書眉の○ (箇所によって1～4個記されている。)	19 箇所 (③ = 1 ④ = 2 ⑤ = 1 ⑥ = 15)
和文の書き込み (送り仮名は除く。)	60 箇所 (③ = 19 ④ = 3 ⑤ = 33 ⑥ = 5)
漢文の書き込み (『新唐書』中からの補足は除く。)	34 箇所 (③ = 6 ④ = 15 ⑤ = 3 ⑥ = 10)

表3に示した書き込みは二種類に分類できる。一つは記号である傍点、圏点、傍線、書眉に見える○の書き込み、もう一つは文字により記された和文や漢文の書き込みである。

#### 3-1 記号の書き込み

記号の書き込みのうち、傍点と圏点、傍線は芦東山が重要だと考える文や語句に附したものだとして推測される。書眉の○は箇所によって一つ、多いと四つ附されており、同じく重要だと着目した条を示しているのだろう。傍点と圏点、傍線は、長文に附されている箇所もあれば、数文字ほどの語句に附されている箇所もある。また、「設法不如息事、事息則巧不生」(傍点、第83丁裏、韓琬伝)や「法者刑之本」(圏点、第90丁裏、魏元忠伝)、「有母子相訟者」(傍線、第50丁表、韋景駿伝)のように、『無刑録』の主題である刑法との関わりが明らかな箇所に附されている場合もあれば、「武技」(傍点、第16丁裏、衛伯玉伝)や「弥年」(圏点、第52丁裏、劉洎伝)、「人生不滿百、常懷千歲憂」(傍線、第94

丁裏、李石伝)のように、一見すると刑法との関わりが明らかでない箇所にも附されている場合もある。

このように、傍点と圏点、傍線が附された個々の箇所だけを見ても規則性がなく、これらの記号の使い分けも明らかではない。しかし、表3に示した『諸唐書写本』の抄写の区切りごとの書き込み箇所数をみると、全体に満遍なく附されている傍線を除き、傍点と圏点は抄写の区切り⑤と⑥に多く見られる。また、書眉の○は⑥に多い。つまり、一通り『新唐書』を抄写した③よりも、その後抄写を重ねた⑤や⑥に記号の書き込みが多い。このことは、前節2-2の末尾で述べた推測、すなわち芦東山が編纂に必要な材料を具体化し、限定しつつ抄写したという推測と合致する。

### 3-2 文字の書き込み

文字の書き込みには、和文のものと漢文のものがある。和文の書き込みは、送り仮名を除いて60箇所ある。「昆媚…アニイモト」(第12丁裏、姚璠伝)や「宮臣…太子ノ臣」(第13丁裏、于志寧伝)といった語句の解釈、「洎曰…是時侍中タリ」(第11丁裏、劉洎伝)や「諸儒…韋保衡カコトナリ」(第53丁裏、蕭遘伝)といった抄写内容の補足説明、そして「甚矣…此ノ二字ヲ以テ結末トス」(第62丁裏、一百十一列伝賛)のような文章表現に対する説明である。このように、和文の書き込みは概ね『新唐書』の内容を精確に理解するための注釈である。

一方、漢文の書き込みは、『新唐書』からの補足説明を除き、34箇所ある。この内訳は下の表4に示した通りである。



表 4. 漢文の書き込み一覧

抄写の区切り	抄写項目	書込内容			
			④	源乾曜伝	議辟
③	嚴武伝	蜀道難	④	裴耀卿伝	順時
③	劉晏伝	白著	④	韋处厚伝	量移内徙
③	陸暢伝	蜀道易	④	李紳伝	今補此句。
③	南蛮伝	閻羅鳳南蛮王…玄宗還兵撃之。	④	顔真卿伝	感召
③	奸臣伝李林甫	獄室	④	呉湊伝	首従
③	許孟容伝	感召	⑤	褚遂良伝	弊也。
④	芸文志	綱目三十二東魏興和三年…謂之麟趾格。	⑤	隱逸伝	隱逸之節堅也。
④	芸文志	綱目三十三北齊顯祖文宣帝天保元年…謂之麟趾格。	⑤	儒学伝徐堅	勸當
④	虞世南伝	感召 <sup>※1</sup>	⑥	張説伝	■説大学士辞曰…固辞乃免
④	長孫順徳伝	議辟	⑥	蕭至忠伝	晚謬
④	宗楚客伝	和事	⑥	列伝五十一賛	審死
④	唐臨伝	議辟	⑥	李石伝	古詩
④	陸象先伝	此六字今補之。	⑥	曹憲伝	許淹還俗
④	李中敏伝	感召 (○もあり)	⑥	孝友伝	避祿山也。
④	崔碣伝	感召	⑥	王元感伝	三年之喪
			⑥	儒学伝序	始恐治
			⑥	儒学伝(暢当)	父在為母期
			⑥	外戚伝序	天宝奪明

※網掛け箇所は『無刑録』の篇目。

漢文による書き込みは、表4にある「蜀道難」(嚴武伝)や「白著」(劉晏伝)といった抄写中の重要語句の抜粋のほか、他書からの引用や芦東山自身による補足、個別の語句の説明、文字の訂正などがある。とりわけ特徴的なのは、表4において網掛けをした箇所であり、これらはいずれも『無刑録』に見える篇目である。重要語句の抜粋や『無刑録』の篇目は、『無刑録』に収録する内容を選別するために書き込んだのだろう。

先の表3に示した『諸唐書写本』の抄写の区切りごとの書き込み箇所数をみると、和文と漢文の書き込みの傾向は相反している。和文の書き込み箇所は、最初に『新唐書』を一通り抄写した③と、『新唐書』を一度目に通読した終わりの段階の抄写にあたる⑤に多い。これに対して、漢文の書き込みは、一度目の『新唐書』通読の途中で行われたであろう④の抄写と、二度目の通読の最初であろう⑥の抄写に多い。さらに顕著な特徴として、『無刑録』の篇目は「許孟容伝」の「感召」が③にある以外、すべて④にある。以上の状況か

ら、芦東山は『諸唐書写本』の③と⑤、⑥の抄写の段階では『新唐書』の精読に、④の段階では『無刑録』の材料の取捨選択に注力したと考えられる。

#### 4. 『諸唐書写本』と『無刑録』の比較

『無刑録』は大部の書物であり、明治十年刊行の元老院版では歴代の経史書の抄録と諸家の評語、そして芦東山の案語や注釈が全786丁に記されている。その膨大な分量のため、『無刑録』と『諸唐書写本』の内容とを逐一比較するのは容易ではない。しかし、諸家の評語はすべて漢代から明代にかけての儒学者の著作にある見解であり、『新唐書』には収録されていない。このため、諸家の評語は『諸唐書写本』との比較対象にはならない。同様に、歴代の経史書の抄録のうち、唐代以外の抄録も比較対象にはならない。このほか、芦東山の案語には時折唐代の事柄が引用されているが、その多くは断片的であり、『諸唐書写本』と対照したとしても関連性を見出すのは難しい。そこで、以下では『無刑録』の内容のなかでも唐代の記事に関する抄録と、唐代の事柄に言及する注釈を取り上げ、『諸唐書写本』と比較してみる。

##### 4-1 唐代の記事に関する抄録

『無刑録』には、唐代の記事85条が収録されている。これらと『諸唐書写本』との関係を考察する前に、芦東山が『無刑録』を編纂するにあたり依拠した主要な文献について見ていきたい。

芦東山が『無刑録』編纂の方法や目的に言及した文は二つ伝わっている。一つは『玩易斎遺稿』所収の「無刑録篇目解釈」、もう一つは『無刑録』所収の「無刑録序解」である。両者の主旨は類似しているものの、「無刑録篇目解釈」は詳細ながらやや煩雑、一方の「無刑録序解」は簡潔明瞭である。前者は、おそらく後者の草稿であろう。まず、芦東山は「無刑録篇目解釈」の中で、『無刑録』編纂にあたって依拠した資料を次のように述べている。

此書『経伝通解』、『刑辟金科易覧』、『束文集覧』、『祥刑要覧』、『決議亀鑑』、『文献通考』、『大学衍義』、『太平御覧』、『冊府元龜』、『陶氏説郛』、『潜確類書』、『百川学海』、『経済類篇』、歴代刑法志等、其外諸書ノ中ヨリ刑法ノ論談ヲ抄録シ、倭漢律令格式ノ逸書ヲ参考シ其是非ヲ論弁シ、呉氏ノ書ニ本ツキ祥刑要覧ト名ツケタリ……（以下略）。

（『玩易斎遺稿』巻14「無刑録篇目解釈」）

※書名の二重鉤括弧は筆者による。

「無刑録篇目解釈」によると、芦東山は『無刑録』の編纂に際して、『経伝通解』や『大学衍義』といった礼の注釈書や政治思想書、刑法は『刑辟金科易覧』や『東文集覧』などの法令・文例集、そして『太平御覧』や『冊府元龜』などの類書から必要な事柄を抄録し、不足は他の書物によって補った。実際、これらの書物は『無刑録』の中に典拠として記されている。本論の第1節で既述したように、芦東山は元文三年の『無刑録』の編纂着手までに資料を収集していた。その資料とは、これらの書物を含むであろう。ところが「無刑録序解」では、先に列挙された書名の多くが見られない。

此書初ハ明ノ呉訥カ『祥刑要覧』ノ名ヲ用テ、『祥刑要覧』ト号ス。後ニ改テ『無刑録』ト云フ。……呉氏カ『祥刑要覧』ハ、ソノアミヨウ粗略ナルコト多シ。コノ『無刑録』ハ、経伝史集ノ内、刑政ノコトニ係ル精要ノ格言事実ヲ取集テ、十四篇トナシ、『祥刑要覧』ト別段ナルアミ様ナリ。丘氏カ『大学衍義』ノ内、「慎刑憲」ト云フ門ヲ立テ、刑法ノ事ヲアツメタレトモ、多クハ馬氏カ『文献通考』ニ依リ從テ、ソノ本書ヲ考ヘス、相違ナルコトアリ。ソノ編集ノ次第本末モ備ラサルコトアリ。予カ『無刑録』ハ、朱子「延和殿奏劄」ノ内ニ、古今賢哲ノ議論、教化刑罰ニ及ヘル精要ノ語ヲ集テ、刑官ニ授ケ、上ノ無刑ヲ期シ玉フ本意ニ仰称センコトヲ欲スト云フ朱子ノ志ヲ継キ、老味愚陋ヲ顧リミス、コノ一書ヲ編集スルナリ。

（『無刑録』「無刑録序解」）

※書名の括弧は筆者による。

「無刑録序解」では『祥刑要覧』と『大学衍義』、『文献通考』の三書のみ言及している。『祥刑要覧』は明の呉訥の編、『無刑録』と同じく刑法に関する思想や議論、故事を抄録した書物だが、その分量は『無刑録』と比べて極めて少ない。『大学衍義』は明の丘濬が編纂した『大学衍義補』のこと。宋の真徳秀『大学衍義』の内容を拡充し、政治や教化、諸制度を論じた書物である。そして、『文献通考』は元の馬端臨の編、古代から南宋までの典章制度を集成した書物である。

芦東山は『祥刑要覧』の「粗略」な編纂、そして『大学衍義補』のなかで刑法関連の事柄を収録した「慎刑憲」篇とその原典との「相違」といった不備を認識し、その上で『無刑録』を編纂したという。このことは、芦東山が両書の内容を十分に検討した上で『無刑録』を編纂したことを示している。特に『大学衍義補』は『無刑録』編纂にあたって主要な編纂材料だったようで、先行研究では『大学衍義補』と『無刑録』の構成の類似が指摘されている<sup>13</sup>。『大学衍義補』の「慎刑憲」篇と『無刑録』の構成上の類似は下の表5のようになる。

表 5. 『大学衍義補』と『無刑録』の篇目

『大学衍義補』「慎刑憲」の巻数と篇目	『無刑録』の巻数と篇目	卷 107 「議当原之辟」	卷 12 「議辟」
		卷 107 「順天時之令」	卷 16 「感召」
卷 100、101 「総論制刑之義」上下	卷 1、2 「刑本」上下	卷 108 「謹詳讞之議」	卷 11 「詳讞」
		卷 109 「伸冤抑之情」	卷 15 「伸理」
卷 102、103 「定律令之制」上下	卷 5、6 「刑法」	卷 109 「慎眚災之赦」	卷 9 「赦宥」
		卷 110 「明復讐之義」	卷 13、14 「和難」上下
卷 104 「制刑獄之具」	卷 7 「刑具」	卷 111 「簡典獄之官」	卷 3、4 「刑官」
卷 105 「明流贖之意」	卷 8 「流贖」	卷 112 「存欽恤之心」	卷 17 「欽恤」
卷 106 「詳聽斷之法」	卷 10 「聽斷」	卷 113 「戒濫縱之失」	卷 18 「濫縱」

表 5 に示したように、『大学衍義補』の「慎刑憲」と『無刑録』はともに 14 篇に分かれている。一部の順序が異なるものの、両書の篇目はすべて対応関係にある。こうした類似は篇目にとどまらない。『無刑録』では全般にわたって『大学衍義補』と同内容の文、そして『大学衍義補』に所収の丘濬の評語が見られる。芦東山は構成面のみならず、内容面でも『大学衍義補』を基礎として『無刑録』を編纂したらしい。

このように、『大学衍義補』が『無刑録』の内容の基礎だとすると、唐代の記事は必ずしも『諸唐書写本』に由来するとは言えなくなる。そこで、まずは『大学衍義補』に収録されている唐代の記事と『無刑録』の内容とを比較してみる。

『大学衍義補』には唐代の記事が 49 条収録されている。これらの内容と『無刑録』とを比較したところ、次の表 6 に示す結果となった。

表 6. 『大学衍義補』収録の唐代の記事と『無刑録』における有無・異同

条数	『大学衍義補』の収録箇所	収録内容の冒頭	『無刑録』の箇所・有無・異同
1	卷 103・定律令之制下	唐之刑書有四、曰律令格式…	卷 6・刑法下。有。一字異なる。
2	同上	唐自房玄齡等更定律令格式…	同上。有。全て同じ。
3	同上	高宗時、趙冬曦言…	同上。有。異なる。
4	卷 104・制刑獄之具	唐制、囚二十日一訊…	卷 7・刑具。有。異なる。
5	卷 105・明流贖之意	唐高祖更撰律令、流罪三…	卷 8・流贖。有。異なる。
6	卷 106・詳聽斷之法	唐德宗時、李巽以私怨奏…	卷 10・聽斷。有。全て同じ。
7	同上	陸贄言於德宗曰…	同上。有。全て同じ。
8	卷 107・議当原之辟	唐制、五品以上罪論死…	卷 12・議辟。有。全て同じ。

9	同上	唐太宗詔、三品以上犯公罪流徒…	同上。有。全て同じ。
10	同上	玄宗開元十年、広州都督裴伯先下獄…	同上。有。異なる。
11	卷107・順天時之令	唐制、京師之囚、刑部月一奏…	卷16・感召。有。全て同じ。
12	卷108・謹詳讞之議	唐制、天下疑獄讞大理寺不能決…	卷11・詳讞。有。一字異なる。
13	同上	貞觀中、大理卿胡演進月囚帳…	同上。有。異なる。16と合併。
14	同上	太宗嘗因録囚見同州人房彊弟謀反…	同上。有。全て同じ。
15	同上	太宗欲止姦、遣人以財物試賂之…	同上。有。異なる。
16	同上	太宗以為古者断獄…	同上。有。異なる。13と合併。
17	同上	玄宗時、武強令裴景仙犯乞取贓…	同上。有。異なる。
18	同上	柳宗元為柳州刺史…	同上。有。異なる。
19	同上	穆宗長慶中、羽林官騎康憲男買得…	同上。有。異なる。
20	同上	敬宗寶曆三年、京兆府有姑鞭婦至死者…	同上。有。全て同じ。
21	卷109・伸冤抑之情	唐高宗時、唐臨為大理卿…	卷15・伸理。有。全て同じ。
22	同上	武后時、告密者誘人奴告主以求功賞…	同上。有。全て同じ。
23	卷109・慎眚災之赦	唐太宗嘗謂侍臣曰、赦者、小人之幸…	卷9・赦宥。有。全て同じ。
24	同上	宣宗大中元年、以旱故…	同上。有。異なる。
25	卷110・明復讐之義	唐武后時、下邳人徐元慶父爽…	卷14・和難下。有。異なる。
26	同上	憲宗時、富平人梁悦父為秦果所殺…	同上。有。異なる。
27	同上	玄宗開元二十九年、嶺州都督張審素…	同上。有。異なる。
28	卷111・簡典獄之官	唐太宗初即位、盛開選舉…	卷4・刑官下。有。異なる。
29	同上	貞觀初、殿中侍御史崔仁師…	同上。有。異なる。
30	同上	太宗時、大理少卿胡演進每月囚帳…	同上。有。全て同じ。
31	同上	太宗嘗与侍臣論獄。魏徵曰…	同上。有。異なる。

32	同上	武后時、万年主簿徐堅上疏…	同上。有。全て同じ。
33	同上	武后時、刺史李行哀為酷吏所陥…	同上。有。異なる。
34	同上	武后時、法官競為深酷…	同上。有。全て同じ。
35	卷112・存欽恤之心	唐制、凡囚已刑無親屬者…	卷17・欽恤。有。異なる。
36	同上	太宗親録囚徒、縦死罪三百九十人婦家…	同上。有。異なる。
37	同上	太宗嘗覽明堂針灸図…	同上。有。二字異なる。
38	同上	太宗以大理丞張蘊古奏罪不以實、斬之…	同上。有。六字異なる。
39	同上	太宗時、有失入者不加罪…	同上。有。異なる。
40	同上	玄宗開元十八年、刑部奏天下死罪…	同上。有。異なる。41と合併。
41	同上	開元二十五年、大理少卿奏…	同上。有。異なる。40と合併。
42	同上	憲宗時、李吉甫、李絳為相…	卷2・刑本下。有。全て同じ。
43	卷113・戒濫縦之失	唐武后、自以久專国事…	卷18・濫縦。有。全て同じ。
44	同上	武后長寿元年、來俊臣羅告…	同上。有。全て同じ。
45	同上	武后謂侍臣曰、頃者、周興、來俊臣…	同上。有。全て同じ。
46	同上	武后時、侍御史周矩上疏曰…	同上。有。異なる。
47	同上	玄宗天寶初、李林甫為相、起大獄…	同上。有。異なる。
48	同上	肅宗時、將軍王去榮以私怨殺本県令…	同上。有。異なる。
49	同上	懿宗、同昌公主薨、掉痛不已…	同上。有。異なる。

※『大学衍義補』の卷100「総論制刑之義」上、卷101「総論制刑之義」下、卷102「定律令之制」上には唐代の記事が収録されていないため省いた。

※『無刑録』における有無は、表現に差異があったとしても、『大学衍義補』と同内容の記事が収録されていれば「有」とした。

表6に示した49条は、第42条を除き、『大学衍義補』と『無刑録』のそれぞれ対応する篇目に収録されている。そして、網掛けのある2、6～9、11、14、20～23、30、32、34、42～45の計18条は、『無刑録』に全く同じ文が収録されている。この18条の典拠が『大学衍義補』であることは疑いないため、『諸唐書写本』との比較対象から除外する。

問題は残りの31条である。いずれも『無刑録』に同主旨の内容が収録されているものの文が異なる。その相違は、数文字程度のものから、ほぼ全体に渡るものまである。この

相違に、『諸唐書写本』の抄録内容が反映されている可能性がある。そこで、『大学衍義補』と『無刑録』とで異なる 31 条について、『諸唐書写本』に関連する抄写があるかを比較した。すると、表 6 中の 25～27 と 49 は『諸唐書写本』に全く同じ内容が抄写されていた。これに対して、13、18、28、31、38 はそもそも『新唐書』に見られない内容のため『諸唐書写本』にもなく、その他は『新唐書』にあるものの、『諸唐書写本』には関連する抄写がなかった。

『諸唐書写本』に同内容の抄写がある 25～27 と 49 の 4 条については、『諸唐書写本』の抄写に依拠して『大学衍義補』の内容を改めたと推測される。他の条については、例えば『無刑録』のなかで、第 17 条と第 48 条に該当する箇所のみ注に、典拠として北宋初期の類書『文苑英華』が記されている<sup>14</sup>。目下、『無刑録』にこのような眉注のない箇所の典拠は明らかにし難い。しかし、先に引用した「無刑録序解」のなかに「(『大学衍義補』は)多クハ馬氏カ『文献通考』ニ依リ從テ、ソノ本書ヲ考ヘス、相違ナルコトアリ」と記されていることからすれば、「本書」、すなわち『大学衍義補』の引用原典と見なすことのできる書物によって書き換えたのかもしれない。少なくとも『大学衍義補』の内容を修訂する上で、『諸唐書写本』が果たした役割はわずかであった。

次に、『無刑録』に収録されている唐代の記事のうち、『大学衍義補』に見えない記事について考察する。先に表 6 で示したように、『大学衍義補』所収の唐代の記事 49 条は、異同があるもののすべて『無刑録』に収録されていた。ただし、『大学衍義補』の第 13 条と第 16 条、第 40 条と第 41 条は、『無刑録』ではそれぞれ一つの条にまとめられている。つまり、『無刑録』所収の唐代の記事 85 条のうち、47 条は『大学衍義補』に由来する記事となる。それでは、残りの 38 条は『諸唐書写本』とどのような関連性があるのだろうか。次の表 7 では、これら 38 条と『諸唐書写本』との関連性を示した。

表 7. 『無刑録』38 条と『諸唐書写本』との関連性

条数	『無刑録』 該当箇所	『大学衍義補』に見えない唐代の記事 (『新唐書』の該当箇所)	『諸唐書写本』との関連性
[1]	卷 2・刑本下	唐高祖武德九年、太史令傅奕上疏請除仏日…(無し)	傅奕伝の抄写二箇所あるも、記事との関連なし。
[2]	卷 2・刑本下	太宗即位之初、与群臣論止盜…(無し)	抄写無し。
[3]	卷 2・刑本下	太宗嘗与群臣語及教化…(無し)	抄写無し。
[4]	卷 2・刑本下	魏徵上疏曰、書称明德慎罰、惟刑之卹…(魏徵伝)	魏徵伝の抄写四箇所あるも、記事との関連なし。
[5]	卷 2・刑本下	太宗謂右僕射李靖等曰、人君之道、唯在寬厚…(無し)	抄写無し。

[6]	卷4・刑官下	高宗顕慶初、王義方擢侍御史…（無し）	王義方伝の関連する抄写あり。
[7]	卷4・刑官下	高宗時、狄仁傑為大理丞…（狄仁傑伝）	狄仁傑伝の抄写二箇所あるも、記事との関連なし。
[8]	卷6・刑法下	唐太宗初即位、命吏部尚書長孫無忌等…（無し）	抄写無し。
[9]	卷7・刑具	唐初、御史台無獄。凡有囚則繫大理…（崔隱甫伝）	抄写有り。内容全て同じ。
[10]	卷8・流贖	憲宗元和八年、詔十悪殺人之属、論如故…（刑法志）	抄写無し。
[11]	卷9・赦宥	太宗皇后長孫氏疾篤、太子欲請大赦…（長孫皇后伝）	抄写有り。内容全て同じ。
[12]	卷9・赦宥	洛州司馬賈敦頤以公累下獄…（賈敦頤伝）	抄写有り。内容全て同じ。 （抄写上に○有り）
[13]	卷9・赦宥	武后時、突厥入趙定、殺掠甚衆…（狄仁傑伝）	関連する語句抄写有り。
[14]	卷9・赦宥	德宗興元元年、將大赦、以中書所撰赦文…（無し）	抄写無し。
[15]	卷9・赦宥	貞元中、郊赦已近半年、而竄謫者尚未霑恩…（無し）	抄写無し。
[16]	卷9・赦宥	憲宗元和三年春正月、大赦。禁長吏詣闕進奉…（無し）	抄写無し。
[17]	卷10・聴断	唐太宗定天下、留心聴断、著令州県論死三覆奏…（刑法志および吳兢伝）	吳兢伝に相关する抄写有り。 （抄写到傍点有り。）
[18]	卷10・聴断	太宗以魏徵為侍中、尚書省滞訟不決者…（魏徵伝）	魏徵伝の抄写四箇所あるも、記事との関連なし。
[19]	卷11・詳讞	御史張仲素奏、慶州樂蟠県令令叱奴隲盜用官倉…（無し）	抄写無し。
[20]	卷11・詳讞	德宗時、郭子儀壻太僕卿趙縱為奴告…（張鑑伝）	張鑑伝の抄写三箇所あるも、記事との関連なし。
[21]	卷12・議辟	広州都督党仁弘嘗率郷兵二千助高祖起…（刑法志）	抄写無し。
[22]	卷12・議辟	長孫順徳功多、進左驍衛大將軍…（長孫順徳伝）	抄写有り。内容全て同じ。 （抄写上に○と「議辟」有り）
[23]	卷12・議辟	太宗時、或告大將軍薛万均平高昌日…（薛万均伝）	抄写無し。



[24]	卷12・議辟	高宗時、広州都督蕭齡之受賂当死…(唐臨伝)	抄写有り。内容全て同じ。(抄写上に「議辟」有り)
[25]	卷15・伸理	唐置給事中四人、掌侍左右…(百官志)	抄写有り。内容全て同じ。
[26]	卷15・伸理	顕慶二年、許敬宗、李義府誣奏韓瑗、来济…(劉泊伝)	劉泊伝の抄写に一部関連内容有り。
[27]	卷15・伸理	武后垂拱二年、有魚保宗者上書…(百官志)	抄写無し。
[28]	卷15・伸理	中宗在東宮、武后以魏元忠同平章事…(魏元忠伝)	魏元忠伝の抄写に関連内容有り。
[29]	卷15・伸理	陳子昂申宗人冤獄書曰…(無し。『無刑録』眉注に『文苑英華』卷674と『經濟類編』73訟罪門)	陳子昂伝の抄写二箇所あるも、記事との関連なし。
[30]	卷15・伸理	和州刺史穆寧以剛直不屈…(穆贇伝)	抄写無し(眉注に『新唐書』本伝と『山堂肆考』)。
[31]	卷15・伸理	徳宗即位、詔天下冤滞聽詣三司使…(無し)	抄写無し。
[32]	卷15・伸理	徳宗貞元十一年、裴延齡譖陸贄李充、張滂…(陽城伝)	陽城伝の抄写に一部関連内容有り。
[33]	卷16・感召	唐太宗貞觀八年、山東淫雨、江淮大水…(虞世南伝)	抄写有り。内容全て同じ。(抄写上に「感召」有り)
[34]	卷16・感召	玄宗開元七年五月己丑朔、日有食之…(宋璟伝)	抄写無し。
[35]	卷16・感召	徳宗貞元十九年、自正月不雨、至于秋七月…(許孟容伝)	抄写有り。内容全て同じ。(抄写上に「感召」有り)
[36]	卷16・感召	文宗太和八年大旱、詔詢所以致雨者…(李中敏伝)	抄写有り。内容全て同じ。(抄写上に「感召」有り)
[37]	卷17・欽恤	太宗皇后長孫氏、性仁孝儉素、好讀書…(無し)	抄写無し。
[38]	卷18・濫縦	肅宗時、敬羽擢監察御史、以言利幸…(無し。『無刑録』眉注に『文苑英華』卷619)	抄写無し。

表7のなかで、網掛けのある箇所は『諸唐書写本』と関連性のある記事である。『無刑録』と『諸唐書写本』とで全く同じ内容が見えるのは計9条あり(第[9]、[11]、[12]、[22]、[24]、[25]、[33]、[35]、[36]条)、『諸唐書写本』に関連する抄写が見える記事は計6条ある(第[6]、[13]、[17]、[26]、[28]、[32]条)。これらの記事のなかでも、『無刑録』と『諸唐書写本』とで全く同じ内容が抄写されている9条のうち、7条(第[12]、[17]、[22]、[24]、[33]、[35]、[36]条)では、『諸唐書写本』のほうに傍点や書

眉の○、「議辟」や「感召」という『無刑録』の篇目の書き込みがある。『諸唐書写本』における記号や漢文の書き込みは、前節 3-2 において推測したように、『無刑録』に収録する内容を取舍選択するためのものであったと考えられる。より一步踏み込んでいえば、芦東山は『大学衍義補』の不足を補うために、『諸唐書写本』に抄写した記事にこれらの書き込みをして必要な記事を選別し、『無刑録』に収録したのだろう。

#### 4-2 唐代の事柄に言及する注釈

『無刑録』の書眉には注釈が附されており、その内容は引用文の出典、芦東山の案語の表現や句法の典拠、文字の校勘、抄録に関連する補足など多岐にわたる。このうち、唐代の事柄に言及する注釈は 65 条ある。内訳は、『新唐書』以外の典拠を示すものが 3 条<sup>15</sup>、唐代の記事の注釈が 5 条、『大学衍義補』の丘濬の評語に対する注釈が 2 条あり、残りの 55 条は芦東山自身の案語に対する注釈である。つまり、唐代の事柄に言及する注釈の大部分は、芦東山が自らの案語に対して附したものである。次の表 8 では、『新唐書』以外の典拠を示す 3 条を除いた 62 条の注釈について、『諸唐書写本』との関連を示した。

表 8. 唐代の事柄に言及する『無刑録』の注釈

条数	『無刑録』 該当箇所	唐代の事柄に言及する注釈 (長文は一部省略)	『諸唐書写本』の抄写
<1>	卷 1・26 丁裏 - 27 丁表、 案語眉注	論救按劾、不顧生死者…。	陽城伝の抄写に関連内容有り。
<2>	卷 1・48 丁表、案語眉注	宜其粲然著在簡策云云…。	抄写有り。内容全て同じ。
<3>	卷 1・54 丁表、案語眉注	徳宗察察…。	抄写有り。内容全て同じ。
<4>	卷 2・31 丁裏 案語眉注	引内、引入内殿也。	王縉伝の抄写に関連内容有り。
<5>	卷 2・37 丁裏 案語眉注	太宗初即位以下…。	抄写有り。内容全て同じ。
<6>	卷 2・38 丁表 案語眉注	魏徵諫疏…。	抄写有り。内容全て同じ。
<7>	卷 2・39 丁裏 案語眉注	唐書刑法志、李吉甫李絳伝可并考。	李吉甫伝、李絳伝の抄写有り。李吉甫伝の抄写に眉注「獄室」有り。
<8>	卷 2・39 丁裏 案語眉注	和事、両解之不能窮也…。	宗楚客伝の抄写有り。抄写に眉注「和事」有り。
<9>	卷 2・62 丁表 案語眉注	唐太宗諡曰文武皇帝…。	無し。
<10>	卷 3・22 丁表 案語眉注	唐書百官志曰…。	抄写有り。内容全て同じ。
<11>	卷 3・34 丁裏 案語眉注	事之好還、天道固然…。	無し。

〈12〉	卷4・16 丁表 案語眉注	時人謂義府笑中有刃…。	無し。
〈13〉	卷4・17 丁表 案語眉注	桓彦範伝云…。	桓彦範伝の抄写有るも、記事との関連無し。
〈14〉	卷4・17 丁裏 案語眉注	徐有功伝、作李仁褒…。	徐有功伝の抄写有るも、記事との関連無し。
〈15〉	卷4・30 丁裏 案語眉注	唐制、大理寺評事八人…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈16〉	卷4・34 丁裏 案語眉注	不識字云云…。	無し。
〈17〉	卷5・3 丁表 案語眉注	唐書宦者伝…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈18〉	卷5・7 丁表 案語眉注	唐書房玄齡伝…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈19〉	卷6・6 丁表 案語眉注	唐芸文志曰、漢名臣奏議二十九卷…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈20〉	卷6・19 丁表 案語眉注	唐芸文志曰、晋令四十卷…	抄写有り。内容全て同じ。『通鑑綱目』による考証の書き込みあり。
〈21〉	卷6・20 丁表 案語眉注	此論本於唐書刑法志。	「刑法志」は題名のみ、内容抄写無し。
〈22〉	卷6・20 丁裏 本文眉注	此一条丘氏衍義為高宗時、誤也…。	無し。
〈23〉	卷6・24 丁表 案語眉注	唐芸文志曰、格後長行敕六卷…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈24〉	卷6・41 丁表 案語眉注	長行与唐志長行敕之長行同。	抄写有り。内容全て同じ。
〈25〉	卷7・1 丁表 本文眉注	唐書李紳伝…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈26〉	卷8・31 丁表 案語眉注	自是而後漢衰矣…。	穆敬賛の末尾に同じ抄写有り。
〈27〉	卷9・21 丁表 案語眉注	陸贄伝曰、知帝執徳不固…。	無し。
〈28〉	卷9・24 丁表 案語眉注	赦書日以五百里…。	無し。
〈29〉	卷10・42 丁表 案語眉注	以一至不周…。	抄写有り。内容全て同じ。直前に傍点有り。
〈30〉	卷10・44 丁表 案語眉注	唐書本伝…。	唐書本伝（陸贄伝）の抄写無し。
〈31〉	卷10・47 丁裏 丘濬評語眉注	唐書姚璘伝可考。	姚璘伝の関連抄写有り。
〈32〉	卷11・3 丁裏 案語眉注	臣子云云…。	戴胄伝の抄写有るも、関連内容無し。
〈33〉	卷11・16 丁裏-17 丁表 案語眉注	法有首従、従不応死…。	抄写有り。内容全て同じ。該当部分に圈点、眉注に「首従」有り。

〈34〉	卷11・18丁表	案語眉注	伝曰云云、見唐書韋縯伝…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈35〉	卷11・19丁裏	案語眉注	唐書韋縯伝云…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈36〉	卷11・28丁裏	案語眉注	故時至俱死…。	「刑法志」は題名のみ、内容抄写無し。
〈37〉	卷11・28丁裏	案語眉注	武后時云云…。	齊澣伝の抄写有るも、関連内容無し。
〈38〉	卷11・29丁表	本文眉注	出裴矩伝…。	裴矩伝の抄写有るも、関連内容無し。
〈39〉	卷11・31丁表	案語眉注	太宗之語、出唐書百五十二。	「唐書百五十二」(張鑑伝)の抄写有るも、関連内容無し。
〈40〉	卷11・32丁表	案語眉注	古者至之地、本唐書張九齡之論及選挙志之文。	無し。
〈41〉	卷13・4丁表裏	案語眉注	唐太宗時、劉仁軌転陳倉尉…。	姚崇伝、魏徵伝の抄写有るも、関連内容無し。
〈42〉	卷13・15丁裏	案語眉注	安祿山言於玄宗曰…。	無し。
〈43〉	卷14・8丁表	案語眉注	衛孝女賈孝女事…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈44〉	卷14・8丁裏	案語眉注	見唐書列女伝。	列女伝の抄写有り。内容全て同じ。
〈45〉	卷15・16丁裏	本文眉注	見唐書百官志。	抄写有り。内容全て同じ。
〈46〉	卷15・17丁表	案語眉注	唐臨字本徳。	抄写有り。内容全て同じ。
〈47〉	卷15・21丁裏	案語眉注	救護保弁四字出唐書。	「救護」(趙憬伝)有り。「保弁」(選挙志)無し。
〈48〉	卷15・22丁裏	案語眉注	新唐書百六十三本伝曰…。	無し。
〈49〉	卷15・23丁表	案語眉注	唐書李珣伝曰…。	李珣伝の抄写有るも、関連内容無し。
〈50〉	卷15・24丁表	案語眉注	猜忌刻薄出徳宗本紀賛。	抄写有り。内容全て同じ。
〈51〉	卷16・30丁裏	案語眉注	宋務光伝曰…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈52〉	卷16・32丁裏-33丁表	本文眉注	唐書四十三李中敏伝作六年、通鑑作八年…。	抄写有り。「六」以外、内容全て同じ。眉注に「感召」有り。
〈53〉	卷17・20丁裏	丘濬評語眉注	唐書無張蘊古伝。文芸伝謝偃伝曰…。	抄写有り。内容全て同じ。眉注に「張蘊古ガコト謝偃伝ニ附見ス」有り。
〈54〉	卷17・23丁表	案語眉注	又為至末事、出唐書文徳皇后伝。	文徳皇后伝の抄写有るも、関連内容無し。
〈55〉	卷17・24丁裏	案語眉注	唐書崔群伝曰…。	抄写有り。内容全て同じ。

〈56〉	卷 17・24 丁裏 案語眉注	唐書賛曰、開元之際…。	抄写有り。内容全て同じ。
〈57〉	卷 17・24 丁裏 案語眉注	唐書外戚伝曰、玄宗初年、法行近親、衷表修敕、天宝奪明…。	抄写有り。内容全て同じ。眉注に「天宝奪明」有り。
〈58〉	卷 17・28 丁裏 案語眉注	唐杜黃裳曰…豈必刑神疲体劳耳…。	杜黃裳伝の抄写有り。内容全て同じ。「豈必」以下傍点有り。
〈59〉	卷 18・19 丁裏 案語眉注	唐書酷吏伝作李仁敬…。	酷吏伝の抄写有るも、関連内容無し。
〈60〉	卷 18・24 丁裏 案語眉注	按置四夷伝之後…不与同中国之意。	四夷伝（突厥、回鶻、渤海）の後に酷吏、叛臣、逆臣三伝の抄写有り。
〈61〉	卷 18・24 丁裏 案語眉注	按玄宗改年為載。	無し。
〈62〉	卷 18・26 丁裏 案語眉注	以一士小材廢祖宗大法、出唐書賈至伝。	無し。

以上の注釈 62 条のうち、『諸唐書写本』に全く同じ内容が抄写されている注釈は計 30 条（第〈2〉、〈3〉、〈5〉、〈6〉、〈10〉、〈15〉、〈17〉～〈20〉、〈23〉～〈26〉、〈29〉、〈33〉～〈35〉、〈43〉～〈46〉、〈50〉～〈53〉、〈55〉～〈58〉条）、『諸唐書写本』との関連性が見られる注釈は計 7 条（第〈1〉、〈4〉、〈7〉、〈8〉、〈31〉、〈47〉、〈60〉条）あって、全体の六割ほどを占めている。また、このなかで本文の注釈は 3 条（第〈25〉、〈45〉、〈52〉条）、丘濬の評語の注釈は 2 条（第〈31〉、〈53〉条）であり、残りの 32 条は芦東山の案語の注釈である。このほか、これらの注釈に対応する『諸唐書写本』の抄写箇所には、傍点（第〈29〉、〈33〉、〈58〉条）や重要語句の抜粋（第〈7〉、〈8〉、〈33〉、〈57〉条）、他書からの補足（第〈20〉条）、和文の注釈（第〈53〉条）、『無刑録』の篇目（第〈52〉条）といった書き込みがある。

前項 4-1 で考察した『無刑録』の唐代の記事に関する抄録と比べて、『無刑録』の注釈は『諸唐書写本』を材料としたと考えられるものが明らかに多く、その大部分は芦東山が自身の案語に附すためのものであった。さらに『諸唐書写本』の書き込みは、概ね『無刑録』の該当箇所にも関連する記述が見られる。これらの書き込みが、『無刑録』の注釈を記す材料を取捨選択するためのものであったことは疑いない。

## おわりに

以上では、『諸唐書写本』の作成時期や『大学衍義補』、『無刑録』との比較から、芦東山が『諸唐書写本』を作成した目的を考察した。『諸唐書写本』は、芦東山が『無刑録』編纂に必要な資料を収集し、編纂に着手した時期より後に作成されていた。また、その抄写は『新唐書』全体から要点へと、段階を踏まえて行われていた。そして、『諸唐書写本』の処々に芦東山の考えが反映された傍点や圈点、和文や漢文の書き込みがあり、芦東山が『無刑録』の編纂上必要な資料を取捨選択した様子が見られた。このほか、『諸唐書写本』と『無刑録』編纂の主要な材料となった『大学衍義補』や『無刑録』との比較では、『大学衍義補』にある唐代の記事の修訂について、『諸唐書写本』の抄写内容はわずかしか反映されていなかった。一方、『大学衍義補』に見えない唐代の記事や、芦東山の案語に対する書眉の注釈には、『諸唐書写本』の抄写内容が多く反映されていた。これらの状況から、『諸唐書写本』作成の主な目的は、『大学衍義補』の不足を補い、芦東山自身が記した案語に説明を加えることであったといえる。

付け加えるならば、『諸唐書写本』には、表2の⑤を中心に見られる数文字程度の語句が少なからず抄写されている。このような抄写は、『大学衍義補』の不足や案語の説明を補う以外の目的もあったらしい。芦東山が書物の編纂に対して厳格な態度をとっていたことは、すでに引用した「無刑録序解」の中で『祥刑要覧』や『大学衍義補』を厳しく批判している通りである。ただし、その態度は他者の著作に対してのみならず、自身の編纂に対しても同様であった。例えば、表8の一部を省略せずに示すと、「自是而後漢衰矣、此文法與唐書穆宗敬宗贊同」(第〈26〉条)、「法有首従、従不応死、出唐書吳湊伝」(第〈33〉条)、「猜忌刻薄出徳宗本紀贊」(第〈50〉条)というように、芦東山は自身の案語の中で『新唐書』より借用した表現や語句について、注釈でその典拠を示している。このように典拠を示す注釈は、唐代以外の事柄に関する案語でも同様であり、『無刑録』全体に渡って見られる。裏を返せば、芦東山は諸書に根拠のある語句や表現を吟味し、適切なものを選択して案語を記したということになる。『諸唐書写本』は、芦東山が案語を作成する上で、より適切な語句や表現を探し求めるためにも重要な材料であったと考えられる。

【注】

- 1 芦東山の姓について、芦家の後裔は「芦」字を用いているが、伝記等では「蘆」と記すものもある。本稿では基本的に「芦」を用い、書名や引用原文等で「蘆」と記すものはこれに従った。
- 2 芦文八郎『蘆東山先生傳』（芦東山先生記念館、1995年）158頁。芦氏は『諸唐書写本』という書名には言及していないが、紹介している資料の識語は『諸唐書写本』のものである。書名の問題は、下記の注釈9に記した通りである。
- 3 一関市のホームページ内にある芦東山記念館のページにて公開されている。URLは <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/6,34974,146.html>
- 4 元老院刊本は国会図書館蔵本（請求記号：16-24）によった。『無刑録』所収の「無刑録序解」、芦東山の詩文集『玩易斎遺稿』（芦部信喜ほか編『日本立法資料全集』別冊104・105 信山出版社 1998年）所収の「無刑録篇目解釈」には、各篇目の概要が記されている。
- 5 『玩易斎遺稿』巻11所収の「東山先生講書余談」には「室新助殿ニテ先生へ託セラレシハ刑律ノ書…」とある。
- 6 『玩易斎遺稿』解題所収の「芦東山年譜」を参照した。
- 7 『玩易斎遺稿』巻8「姫女蘆氏嘆願書」には「刑法論説編集ノ義ハ…享保六年始テ御供仕江戸へ罷登候節、木村久馬へ申談候…編集ノ書物、三十六年以前、於江戸御長屋木村久馬へ談論其由来有之」とある。
- 8 『玩易斎遺稿』巻17「文書部・上書類」所収の「七か条（七諫）」593頁下～594頁上を参照した。
- 9 この文書は、『玩易斎遺稿』巻8では「附録」とあるのみで、文書名が無い。しかし、『玩易斎遺稿』所収の「芦東山年譜」1755年の箇所では「東山自筆赦免願書」と称している。本論ではこの呼称を文書名として示した。
- 10 『蘆東山先生傳』（1995年）のなかで、芦文八郎氏は芦東山の自筆本と紹介しているのみである。その後、芦東山の館長となった東北大学の大藤修氏は「仙台藩儒学者芦東山の生涯と関係資料の伝来・構成：附『芦東山記念館所蔵史料目録』（東北大学大学院文学研究科東北文化研究室編『東北文化研究室紀要』第53集、2011年3月、1～32頁）で記念館所蔵資料の整理結果を公表しており、この目録では『諸唐書写本』という仮題を記している。『諸唐書写本』とは、この整理の際に付けられた名称であろう。
- 11 『諸唐書写本』の見出しのうち、「循吏」「儒学」「藩鎮」「叛臣」「后妃」「宗室」は、見出しごとに複数の伝記が抄写されている。本論では煩雑になるのを避けるため、見

出しをもとに条数を算出した。

- 12 芦東山は自身が見た『新唐書』の総巻数を273巻とする。一方、南宋の晁公武『郡齋讀書志』、鄭樵『通志』、陳振孫『直齋書錄解題』によると、宋代以来、『新唐書』の総巻数は225巻である。『新唐書』については、宋代に董衝『唐書釈音』25巻や吳縝『新唐書糾謬』20巻が著され、現在まで伝わっている。芦東山の記す総巻数には、これらの注釈や考証が含まれているのかもしれない。『玩易齋遺稿』巻8「東山自筆赦免願書」によると、寛延三年（1750）十月一日、仙台藩は芦東山に仙台龍寶寺の蔵書の閲覧を許可したが、それ以前に閲覧した書物をどのように入手したのか、そして現在まで伝存しているのか、目下明らかではない。
- 13 『蘆東山先生傳』181頁や汪桂平「『大学衍義補』と『無刑録』」（池田温等編『日中文化交流史叢書二・法律制度』、大修館書店、1997年）218～241頁には『大学衍義補』と『無刑録』の篇目の対応表が収録されている。本文中の表5は、これらを参照して作成した。
- 14 『諸唐書写本』の中では『無刑録』巻11第17条に該当する箇所の眉注には「李朝隱執奏裴景仙獄表、見文苑英華卷六百十九」とあり、『無刑録』巻十八第48条に該当する箇所の眉注には「文苑英華六百十九、有賈至論王去榮打殺本部県令表」と出典を示している。
- 15 『無刑録』巻11・28丁表の按文眉注「古之帝王云云、出歐陽詹片言折獄論」、巻12・47丁裏の按文眉注「唐姚元崇持衡銘曰…」、巻17・24丁裏の按文眉注「鄭棨伝信記曰…」の3条を除いた。なお、巻5・35丁裏の按文眉注「唐劉績註曰…」は唐の房玄齡の『管子』注に対する明の劉績の補注であり、唐代のものではない。

※本論文は早稲田大学総合研究機構・中国古籍文化研究所の令和三年度一関市委託研究「芦東山とその主著『無刑録』に関わる研究」（代表：稲畑耕一郎 早稲田大学名誉教授）の成果の一部である。